



市政記者 各位

令和4年3月11日
福岡市市民局スポーツ推進課**福岡市スポーツ推進計画（案）への市民意見募集について**

福岡市では、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示す「福岡市スポーツ推進計画」の策定を進めております。本計画の策定にあたり、取りまとめを行った案について、市民の皆様の意見募集を行いますのでお知らせします。

記

1 意見募集期間

令和4年3月11日（金曜日）から 令和4年4月11日（月曜日）まで ※必着

2 閲覧・配布資料意見募集案内、意見提出用紙、
福岡市スポーツ推進計画（案）（概要版）、福岡市スポーツ推進計画（案）**3 資料の閲覧・配布場所**市ホームページへの掲載のほか、以下の場所でも閲覧・配布いたします。
スポーツ推進課（市役所7階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、
各区役所情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所**4 意見の提出方法**

住所、氏名を明記※のうえ、郵送、FAX、電子メール、窓口へご提出ください。

※記載がない場合は受付できません

[郵送] 〒810-8620（住所不要）福岡市市民局スポーツ推進課宛

[FAX] 092-733-5595

[電子メール] sports-suishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp

[窓口] 上記3の「資料の閲覧・配布場所」へ

【問い合わせ先】 福岡市市民局スポーツ推進課 平山 TEL : 711-4656（内線 1823） / FAX : 733-5595

福岡市スポーツ推進計画(案)への市民意見を募集します

福岡市では、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示す「福岡市スポーツ推進計画」の策定を進めております。

このたび、「福岡市スポーツ推進計画(案)」を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集いたします。

1. 意見募集期間

令和4年3月11日(金曜日)から令和4年4月11日(月曜日)まで ※必着

2. 閲覧・配付資料

- (1) 福岡市スポーツ推進計画(案)【概要版】
- (2) 福岡市スポーツ推進計画(案)
- (3) 意見提出用紙

3. 資料の閲覧・配布場所

資料は市ホームページに掲載するほか、以下の場所でも閲覧・配布します。
スポーツ推進課(市役所7階)、情報公開室(同2階)、情報プラザ(同1階)、
各区役所情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所

4. 意見の提出方法

様式は自由ですが、提出期限までに以下のいずれかの方法で提出してください。

なお、**意見提出用紙**を添付していますので、ご活用ください。

また、住所及び氏名を必ず明記してください。(記載のないものは受付できませんのでご注意ください。)

〔郵 送〕 〒810-8620(住所不要) 福岡市 市民局 スポーツ推進課 宛

〔F A X〕 092-733-5595

〔電子メール※〕 sports-suishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp

〔窓 口〕 前記3の「資料の閲覧・配布場所」へ

※ メールタイトルを「福岡市スポーツ推進計画(案)への意見」とし、メール本文中に住所・氏名(必須)を記載してください。

なお、ご意見は、できれば「〇ページの〇番(〇)について」など、案のどの部分についてのご意見であるかを、詳しくご記入ください。

※ 電話や口頭によるご意見はお受けいたしません。

5. その他

- ・お寄せいただいたご意見については、個別に回答はいたしませんので、予めご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は、住所・氏名等の個人情報を除き原則公開いたします。
なお、個人情報については、非公開情報として厳正に取り扱います。

【お問い合わせ先】

福岡市 市民局 スポーツ推進課

電話番号：092-711-4657 F A X：092-733-5595

電子メール：sports-suishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp

意見提出用紙

「福岡市スポーツ推進計画（案）」について

- ・住所、氏名を必ず記載して下さい。（記載の無いものは受付できませんのでご注意ください。）
- ・ご意見は複数枚にわたっても結構です。

住所（必須）	
ふりがな	
氏名（必須）	
・（ ）ページの（ ）番（ ）について	

（ ページ中 ページ）

令和4年4月11日（月）必着

- 郵送 〒810-8620（住所不要）福岡市 市民局 スポーツ推進課 宛
- ファックス 092-733-5595
- 電子メール sports-suishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp

- ・意見提出は、郵送、ファックス、電子メールのほか次の場所への持参でも受付できます。

スポーツ推進課（市役所7階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、
各区情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所

・() ページの () 番 () について

・() ページの () 番 () について

福岡市スポーツ推進計画（案）（概要版）

1 計画の概要

（1）位置付け

スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく計画として位置付けるものであり、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示すもの。

（2）計画期間

令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間

2 計画の理念と目標

（1）計画の理念

充実した市民生活と、活気あふれる地域社会を実現するため、すべての人が生涯にわたってスポーツに親しむことができる都市をめざす。

（2）計画の目標及び成果指標

スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の 3 つの視点から、計画的かつ体系的に施策を推進していくため、3 つの目標を掲げるとともに、目標毎に取組みの成果を把握していくための成果指標を設定する。

なお、成果指標については、令和 2 年度及び令和 3 年度が新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことを勘案し、令和元年度の数値を基準として、目標値の設定を行う。

①スポーツを「する」

目標 1 誰もがスポーツに親しみ、楽しむことのできる環境づくり

成 果 指 標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 13 年度)
スポーツを「する」活動を週 1 回以上行っている市民の割合	55.4%	70.0%
卒業後にも運動やスポーツをしたいと思う児童の割合（小学校 5 年生）※	— [84.6%]	90.0%
卒業後にも運動やスポーツをしたいと思う生徒の割合（中学校 2 年生）※	— [81.2%]	90.0%

※「思う」「やや思う」の合計であり、基準値の [] は令和 3 年度の数値

②スポーツを「みる」

目標 2 スポーツで夢と希望あふれる活力あるまちづくり

成 果 指 標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 13 年度)
福岡市はスポーツ観戦の機会に恵まれた都市だ と思う市民の割合	77.7%	85.0%

③スポーツを「ささえる」

目標 3 持続可能なスポーツ活動をささえる基盤づくり

成 果 指 標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 13 年度)
スポーツをする場や機会が身近にあると感じる 市民の割合	59.1%	70.0%

3 市民スポーツの現状と課題

(1) スポーツを「する」

- ・スポーツを「する」活動を週1回以上行っている市民の割合は、39.4% (H23) から 55.4% (R1) に上昇したが、令和2年度は 54.9% に減少している。
- ・健康寿命の延伸を図るため、ウォーキングを推奨しており、実施率は 42.1% (H24) から 49.3% (R2) に上昇している。
- ・小学校5年生、中学校2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点は、平成26年度以降は上昇傾向にあったが、令和元年度以降、減少傾向にある。
- ・女性、障がい者、働く世代は、スポーツ実施率が低い傾向にあり、各々が実施しやすいスポーツの普及啓発や、意欲喚起につながるような情報発信などに取り組む必要がある。
- ・身近な地域におけるスポーツ活動は、コミュニティの活性化や地域のきずなづくりに資するものであり、それぞれの体力や興味、関心などに応じて、スポーツを楽しむことができるよう、取り組んでいく必要がある。

(2) スポーツを「みる」

- ・福岡市はスポーツ観戦の機会に恵まれた都市だと思える市民の割合は、72.5%（H24）から77.7%（R1）に上昇したが、令和2年度は76.0%に減少している。
- ・市民にとっての大規模スポーツイベントの開催効果を尋ねたところ、「福岡の知名度・イメージの向上」が最も高く、次いで「地域経済の活性化、まちが元気になる」、「スポーツへの理解や関心が高まる」となっている。
- ・大規模大会の開催やプロスポーツの存在は、スポーツの普及・振興に大きく寄与するとともに、地域経済の活性化や都市ブランド力の向上に資するものであり、今後とも、市民が一流のスポーツに触れ、楽しむことができる機会の充実を図っていく必要がある。

(3) スポーツを「ささえる」

- ・スポーツをする場や機会が身近にあると感じる市民の割合は、46.7%（H22）から59.1%（R1）に上昇したが、令和2年度は56.1%に減少している。
- ・新しいスポーツなど市民ニーズの多様化や、健康増進への意識の高まりなどを踏まえながら、スポーツをする場の充実に取り組んでいく必要がある。
- ・一方で、社会保障関係費の増加や公共施設の改修、修繕等に係る財政需要の増大など、厳しい財政状況が見込まれる中、スポーツ施設についても、財政負担の低減や平準化を図りながら、計画的に維持管理を行っていく必要がある。
- ・民間事業者や大学、NPO、福岡市スポーツ協会など、多様な主体と連携し、スポーツ活動を支える「ハード」「ソフト」「人材」の充実を図っていく必要がある。

4 施策の方向性

(1) 誰もがスポーツに親しみ、楽しむことのできる環境づくり

(目指す姿)

- ・生涯にわたって、誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができる
- ・子どものスポーツや外遊びの機会が充実している

○施策1-1 誰もがスポーツに親しめる機会の創出

- ・ウォーキングなど、気軽に始められる暮らしの中のスポーツの推進
- ・情報発信やイベント実施などによるスポーツを通じた健康づくりの推進
- ・ニュースポーツなど、誰もが一緒に楽しめるスポーツの普及・振興
- ・女性、障がい者、働く世代などのスポーツの促進 など

○施策1-2 子どものスポーツの推進

- ・身近な地域における子どもの外遊びの推進
- ・指導者研修や体育授業の工夫などによる体力向上の取組み
- ・身近な地域などにおける体験、きっかけづくり
- ・保護者への啓発などによる継続的なスポーツ実施の促進
- ・部活動のさらなる充実 など

○施策1-3 スポーツで地域のきずなづくり

- ・スポーツ推進委員による支援、学校施設の地域開放など、区や地域におけるスポーツの推進
- ・地域におけるスポーツ活動の活性化を図るための多様な主体との連携 など

○施策1-4 競技としてのスポーツの振興

- ・スポーツ大会の開催支援や全国大会出場等の支援
- ・市民総合スポーツ大会や福岡マラソンの開催
- ・福岡市スポーツ協会と連携した競技団体等の支援
- ・市民スポーツの普及・振興に功績のある市民や団体等の表彰 など

(2) スポーツで夢と希望あふれる活力あるまちづくり

(目指す姿)

- ・一流のプレーを間近に見て、夢や希望を持つことができる
- ・スポーツが都市に魅力と活力を生み出している

○施策2-1 スポーツ観戦機会を増やす

- ・プロスポーツチーム等と連携した観戦・交流機会の創出など、プロスポーツを活かしたスポーツの振興
- ・国際大会や全国大会などの大規模大会の開催 など

○施策2-2 都市の魅力・活力を創出する

- ・大規模大会を契機としたスポーツコミッションの推進
- ・スポーツを通じた国際交流の推進 など

(3) 持続可能なスポーツ活動をささえる基盤づくり

(目指す姿)

- ・スポーツ活動を支えるハード、ソフト、人材が充実している
- ・多様な主体が連携し、持続的に活動している

○施策3-1 スポーツ活動の場の充実

- ・公共スポーツ施設の利便性向上、計画的な維持管理
- ・民間事業者、大学等が所有しているスポーツ施設等のさらなる活用 など

○施策3-2 多様な主体との連携推進

- ・ハード、ソフト、人材面における民間事業者や大学など多様な主体との連携
- ・福岡市スポーツ協会との連携 など

○施策3-3 スポーツ活動を支える担い手づくり

- ・競技団体等が行う大会開催や人材育成などの取組みを支援
- ・福岡市スポーツ協会等と連携した指導者の確保・育成、スポーツ推進委員の資質向上など、スポーツに関する人材の育成
- ・福岡市スポーツ協会等と連携した、安全安心やスポーツインテグリティの確保の推進
- ・市民スポーツの普及・振興に功績のある市民や団体等の表彰 など

○施策3-4 情報発信の強化

- ・スポーツ施設やイベント等に関する広報活動の充実
- ・民間事業者等の施設やサービス等に関する情報収集、情報発信の検討 など